



**日本無人航空機免許センター**  
**JAPAN UAV LICENSE CENTER**

# 人材開発支援助成金対応マニュアル

事業展開等リスクリング支援コース

# 注意事項

# 申請の基本要件

人材開発支援助成金 事業展開等リスクリング支援コースは、次の要件に該当する事業者が申請できます。  
助成金を受けられるかどうかは講習受講後の支給申請により決定されるため、必ず助成されるとは限りません。

## 基本要件

□ OFF-JT（業務や職場から離れた場所で研修等を行うこと）により実施される訓練であること

□ 実訓練時間数が10時間以上であること

※eラーニングによる訓練は、標準学習時間が10時間以上または標準学習期間が1か月以上であること

□ 次のいずれかを満たすこと

① 事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練

② 事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）  
化やグリーン・カーボンニュートラル化を進める場合、これに関連する業務に従事させる上で必要となる  
専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練

## [参考資料]

概要リーフレット

詳細版パンフレット P.14～P.15

# デジタルトランスフォーメーション（DX）化

## 1. DX

企業がデジタル技術を用いて業務フローの改善や新たなビジネスモデルの創出により、現代の技術にそぐわないITシステムからの脱却や企業風土の変革を実現させること。

## 2. DX化

ビジネス環境の激しい変化に対応し、DXにより競争上の優位性を確立すること。

デジタル技術に明るい人材の確保と育成の必要なDX化において、ドローン操縦に関する講習は欠かせいものになります。ドローンを活用した測量等の業務拡大を行うため、操縦技能習熟を目指した講習受講は助成金の趣旨に合致します。

人材開発支援助成金は、ドローンを業務利用するための講習受講にとっても相性が良いです。

# 対象となる訓練

## 訓練の要件

1. 職務関連訓練であること
2. 訓練時間数が10時間以上であること
3. 計画に沿って訓練を実施すること
4. 教育訓練機関が下記教育訓練機関支給要件を全て満たすこと（民間の機関の場合）
  - a. 申請事業主以外の事業主または事業主団体の設置する施設を運営するものであって、申請事業主または事業主団体等から委託を受け、訓練等を提供するものであること
  - b. 計画提出日までに定款、登記簿等において事業目的として教育訓練事業が記載されている法人であること
  - c. 日本国内の法人であること
5. 教育訓練機関が支給申請承諾書の内容に承諾すること

## eラーニングによる訓練の要件

1. 計画届の提出日時時点で、教育訓練機関のHPに当該訓練等の情報（訓練の概要、連絡先、申込みや資料請求が可能な状態であることがわかること）を掲載していること

### [参考資料]

[詳細版パンフレット](#) P.18～P.22

# 助成金申請にあたる注意点

講習受講前に労働局へ計画届を提出しますが、計画届の受理をもって助成金の支給が決定するわけではありません。

助成金の支給決定可否は、講習修了後の支給申請時の審査により決定します。

下記は詳細パンフレットより一部抜粋した、令和7年4月1日からの変更留意点です。

申請手続きの簡素化に伴い、労働局における計画届の確認・受理行為を廃止し、受付のみとした上で、助成金の審査は支給申請時に一括して実施することにしました。

これまでは計画届の提出後に、労働局において計画届の内容の一部を確認しておりましたが、今後は、助成金の支給・不支給の決定に係る審査は、支給申請時に一括して審査を行います。計画届を提出したことをもって、助成金が確実に支給されるものではないことにご留意ください。特に初めて助成金を申請する場合などご不明点がある場合は、計画届の提出前に、余裕を持って管轄労働局までご相談ください。

[参考資料]

[詳細版パンフレット](#) P.4

## 助成金申請にあたる注意点②

訓練の要件：訓練時間数が10時間以上であること

- 訓練時間の一部がeラーニングである場合、全体の訓練時間が10時間以上であれば申請可能  
→ eラーニング+実地講習の場合、訓練時間が10時間を超えるようにすればOK
- × 訓練がeラーニングのみで、訓練時間が10時間を超えない場合は申請不可

eラーニングによる訓練の要件：

計画届の提出日時点で、教育訓練機関のHPに当該訓練等の情報（訓練の概要、連絡先、申込みや資料請求が可能な状態であることがわかること）を掲載していること

許容範囲は不明ですが、過去の申請において通過しているため、別資料《eラーニング使用時の提出資料》に記載されている内容にて対応します。

# 助成対象

# 助成対象となる賃金・経費

## ○訓練期間中の所定労働時間内の賃金

所定労働時間外に実施した訓練は助成の対象外です。

eラーニングは賃金助成の対象外です。

→所定労働時間内に学習するものとならないため

助成額・助成率

	経費助成率	賃金助成 (1人1時間あたり)
中小企業	75%	1000円
上記以外	60%	500円

## ○受講に必要な入学金・受講料・教科書代等

あらかじめ受講案内等で定めているものに限りです。

経費助成限度額

企業規模	10時間以上100時間未満
中小企業事業主	30万円
上記以外	20万円

### 注意事項

- 講習料金は基本的に定価で提供することをお勧めします。  
講習料金を値引きする場合は、値引き額で申請する必要があります。
- 受講者の講習料金が実質的に軽減されるような行為が講習前後にあると支給対象となりません。

# 中小企業事業の範囲

該当するかどうかは「主たる事業」ごとに「資本金の額または出資の総額」あるいは「企業全体で常時雇用する労働者の数」によって判断されます。

## 業種区分 (総務省・日本標準産業分類)

主たる事業	該当分類項目
小売業	大分類 I (卸売業、小売業) のうち 中分類 56 (各種商品小売業) 中分類 57 (織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類 58 (飲食品小売業) 中分類 59 (機械器具小売業) 中分類 60 (その他の小売業) 中分類 61 (無店舗小売業) 大分類 M (宿泊業、飲食サービス業) のうち 中分類 76 (飲食店) 中分類 77 (持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業	大分類 G (情報通信業) のうち 中分類 38 (放送業) 中分類 39 (情報サービス業) 小分類 411 (映像情報制作・配給業) 小分類 412 (音声情報制作業) 小分類 415 (広告制作業) 小分類 416 (映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業) 大分類 K (不動産業、物品賃貸業) のうち 小分類 693 (駐車場業) 中分類 70 (物品賃貸業) 大分類 L (学術研究、専門・技術サービス業) 大分類 M (宿泊業、飲食サービス業) のうち 中分類 75 (宿泊業) 大分類 N (生活関連サービス業、娯楽業) ただし、小分類 791 (旅行業) は除く 大分類 O (教育、学習支援業) (中分類 81,82) 大分類 P (医療、福祉) (中分類 83~85) 大分類 Q (複合サービス事業) (中分類 86,87) 大分類 R (サービス業<他に分類されないもの>) (中分類 88~96)
卸売業	大分類 I (卸売業、小売業) のうち 中分類 50 (各種商品卸売業) 中分類 51 (繊維・衣服等卸売業) 中分類 52 (飲食品卸売業) 中分類 53 (建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類 54 (機械器具卸売業) 中分類 55 (その他の卸売業)
製造業その他	上記以外のすべて

主たる事業	A 資本金の額または出資の総額	B 企業全体で常時雇用する労働者の数
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

[参考資料]

[詳細版パンフレット](#) P.13

# 申請の流れ

## 計画届の提出



講習開始日から起算して6か月前から1か月前までの間に提出します。

### 教習所提出物

- カリキュラム
- 受講申込受付書
- 料金体系がわかるチラシ

### eラーニング利用の場合

- LMS (Learning Management System : 学習管理システム) に関する資料
- 訓練の進捗管理ができることを証明する資料
- eラーニングのカリキュラム
- 定額制サービスでないことを示す資料

## 講習実施



カリキュラム通りに講習を実施します。

変更があった場合は受講者が変更届を提出する必要があり、カリキュラムの再提出を求められることがあります。

## 支給申請書の提出



講習修了後から2か月以内に提出します。

### 教習所提出物

- 様式第12号-支給申請承諾書  
→受講者から依頼がありますので、記入してください。

## 審査

支給可否決定